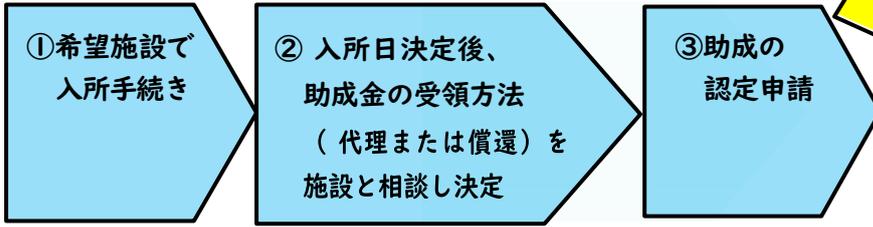


# 認可外保育利用料助成金の手続きの流れ（保護者の手続き）

## 〈入所前の手続き〉



次の書類を**入所日前日までに**保育課へ提出または、電子申請。

- みよし市認可外保育施設利用料助成金認定申請書兼同意書（様式第3号）
- 入所施設が発行する対象児童調査書（様式第4号）※保育の必要性の認定を受ける場合は発行に**添付書類**が必要です。

電子申請はこちら



※様式第4号の添付が必要です。

## 〈入所後の手続き〉



保護者への償還払いの場合

施設の代理受領の場合

利用月ごとに  
みよし市へ助成金の申請・請求

助成対象外となる金額を施設へ支払い

下記の流れで保育課へ書類を提出または記載のQRコードより電子申請

※保護者の方が必要な手続きはありません。  
施設へのお支払い方法等については、各施設へお問い合わせください。

- ① 施設へ保育の提供に要する費用の証明書兼提供証明書（様式第9号）の発行を依頼

- ② 次の書類を保育課へ提出または電子申請により助成金の申請をする。

- みよし市認可外保育施設利用料助成金交付申請書兼実績報告書（償還払い用）（様式第8号）
- 入所施設が発行する保育の提供に要する費用の証明書兼提供証明（様式第9号）

電子申請はこちら



※様式第4号の添付が必要です。

みよし市から決定の通知を受けた後

- ③ 次の書類を保育課へ提出または電子申請により助成金の請求をする

- みよし市認可外保育施設利用料助成金請求書（償還払い用）（様式第11号）

電子申請はこちら



### 【請求スケジュール（例）】

利用月	書類提出日	支払日
4月から6月分	7月上旬	7月下旬
7月から9月分	10月上旬	10月下旬
10月から12月分	1月上旬	1月下旬
1月から3月分	4月上旬	4月下旬

※毎月、各月ごとの請求も可能です。